

令和 8 年度 四街道市育休代替任期付職員採用試験案内 (栄養士)

1 試験の対象となる職の種類及び募集人数

下記職種の育休代替任期付職員を募集します。

職種	募集人数
栄養士	若干名

- ※ 「育休代替任期付職員」とは、育児休業を取得する職員の代替として採用する職員で、正規職員の休業期間を任期として勤務します。
給与、勤務時間、休暇等の勤務条件は、原則として任期の定めのない職員と同様です。ただし、育児休業の取得及び育児短時間勤務はできません。

2 試験の対象となる職の職務内容及び給与

(1) 職務内容

職種	職務内容
栄養士	学校や保健センター等において献立作成、栄養指導、栄養管理計画の作成等を行います。

(2) 給与

令和 8 年度の初任給（地域手当含む）は、下記のとおりです。

大学卒	短大（2年）卒
261,360 円	241,340 円

- ※ 勤務経験を有する方には、上記の金額に一定の基準で算出した金額が加算されます。
※ このほかに、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

3 受験資格

職種	資格等
栄養士	栄養士の資格を有する人

- ※ 次のいずれかに該当する人は受験できません。
- ・日本の国籍を有しない人
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・四街道市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験の方法

個別面接

5 応募方法及び受付期間

(1) 応募方法

市ホームページの応募フォームより申込

(2) 受付期間

随時募集とし、申込み受付後、試験を随時実施します。

※ 通信や機器障害によるトラブルについては、一切責任を負いませんのであらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】 四街道市役所総務部人事課

(郵便番号及び所在地) 284-8555 四街道市鹿渡無番地

(電話番号) 043-421-6105

6 育休代替任期付職員の任期等

ア 育休代替任期付職員は、採用試験に合格すると、職種ごと得点順に「育休代替任期付職員採用候補者名簿」に登載され、育児休業を取得する職員の状況等により、名簿の上位者から順に採用が決定されます。名簿に登載される期間は、本人が取り消しを希望しない限り、登載日から令和10年3月31日までです。

イ 職員の育児休業の取得状況に応じて、随時、採用が決定されますが、職員の育児休業の取得状況によっては、「育休代替任期付職員採用候補者名簿」に登載されても採用されない場合があります。

ウ 採用時の任期は、おおむね6ヶ月から3年以内となります。

なお、職員の育児休業期間の延長があった場合等には、3年以内で任期が更新されることがあります。

7 その他

この採用試験の結果等については、口頭による開示請求をすることができます（下表参照）。

なお、電話、はがき等による請求及び代理人の請求では開示できませんので、受験者本人が運転免許証等本人を確認できる書類を持参の上、直接お越しください。

開示内容	開示期間	開示場所
総合得点及び順位	結果発表日から2週間	四街道市役所本庁舎本館1号棟3階 総務部人事課

※結果発表日は、試験当日にお知らせします。